適用連結事業年度を	適用事業年度を
特定支配日	支配日
生じた連結事業年度	生じた事業年度
当該適用連結事業年度	当該適用事業年度
前条第二項	地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた前条第二項
附則第二十一条第五項	
連結事業年度以前の各連結事業年度	事業年度以前の各事業年度
連結欠損金個別帰属額	個別欠損金額
生じた連結事業年度	生じた事業年度
適用連結事業年度	適用事業年度
前条第二項	地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた前条第二項
附則第二十一条第七項	
欠損等連結法人	欠損等法人
適用連結事業年度前の各連結事業年度	適用事業年度前の各事業年度
連結欠損金個別帰属額	個別欠損金額
前条第二項	地方税法施行令改正令附則第四条第四項の規定により読み替えられた前条第二項
附則第二十三条	
連結事業年度において生じた旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額（旧法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この条及び附則第三十五条第二項第二号イにおいて同じ。）が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち新法人税法第五十九条第一項から第四項までの内国法人に帰せられる金額を加算した金額）	個別欠損金額

（市町村民税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新令の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。第三十四項において「施行日以後事業年度」という。）分の法人の市町村民税について適用する。

2　別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。第四項及び第七項において「施行日前事業年度」という。）分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市町村民税については、旧令の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

3　四年新法第三百二十一条の八第五項の法人に同項の法人に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の五（次項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十六」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第三項の規定により読み替えられた第八条の十六」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

4　施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象通算適用前欠損調整額（四年新法第三百二十一条の八第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第三項	、同法	、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（第五項及び第六項において「読替え後の法人税法」という。）
	第三百二十一条の八第五項	（この項	（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令改正令」という。）附則第五条第四項の規定により読み替えられたこの項
		ついて同法	ついて読替え後の法人税法
		（同法	（法人税法
		第三項の規定	地方税法施行令改正令附則第五条第四項の規定により読み替えられた第三項の規定
		に同法	に法人税法
	第三百二十一条の八第六項	第三項の規定は	地方税法施行令改正令附則第五条第四項の規定により読み替えられた第三項の規定は
		通算適用前欠損金額（	通算適用前欠損金額（同条第四項の規定により読み替えられた
		法人税法	読替え後の法人税法